

令和元年 6 月 26 日

◎今城委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時59分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎今城委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第4号議案から第7号議案、第13号議案、以上7件については、全会一致をもって、第8号議案、第15号議案、以上2件については、賛成多数をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

総務部についてであります。

第2号「高知県公文書等の管理に関する条例議案」について、執行部から、公文書の適正な管理を図ることによって、県政の透明化を推進し、もって、県民への説明責任を果たし県政が適正に運営されることを目的として制定するものであるとの説明がありました。

委員から、公文書館勤務の職員は専門性が求められるが、どのように人材育成を行っていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、国立公文書館が開催する研修に職員を派遣し、人材育成を図っている。

また、国において、公文書に係る資格の創設が検討されているので、そういった資格を持った人材の育成と確保も検討していくとの答弁がありました。

別の委員から、公文書条例は民主主義の根幹にかかわる国民の知る権利を保障するという点で、非常に評価すべき内容となっていると考えるが、現在制定されている他県の条例と比べてどのような点で独自性を持っていると言えるのかとの質疑がありました。

執行部からは、廃棄をするに当たっては、まず実施機関の選定、次に公文書館長との協議、最後に第三者機関である公文書管理委員会への諮問・答申と厳格な3重のチェックをかけるルールを定めている点が本県独自のものと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、これからは公文書の電磁的記録をどう正確に残していくのが、非常に重要だと思われるが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、現行でも電磁的記録取扱要綱によりメールや電子媒体で保存しているも

のの取扱いを定めているが、条例の施行と併せて、この要綱を改正し厳格に取り扱っていききたいと考えている。

また、情報通信技術の進歩に合わせて、知見も蓄えながら、公文書の電子化についても研究検討を行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、公文書の移管・廃棄の妥当性などを審議する、公文書管理委員会を設置をすることとなっているが、具体的にはどのようなメンバーを考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、まず、公文書管理法や公文書館の運営に精通している国立公文書館の方や、情報公開、個人情報保護に造詣が深い公文書開示審査会あるいは個人情報保護制度委員会の委員からお願いをしたいと考えている。さらに、近現代を中心に、歴史を研究している県内博物館の方を考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

「会計年度任用職員制度の導入について」、執行部から、制度の概要と本県の制度運用の骨格について報告がありました。

委員から、制度の導入により報酬の上昇が見込まれ、財源が厳しいと思われるが、国に対して何か要望しているのかとの質問がありました。

執行部からは、制度導入に必要な財源の確保については、全国的な課題であることから、全国知事会などを通じて要望を行っているとの答弁がありました。

別の委員から、最長5年間は公募によらないことができるとのことであるが、現在、任用されている方もこの制度に移行後、5年を経過すると継続されなくなるのかとの質問がありました。

執行部からは、現在、雇用している非常勤職員については、公募ではなく人事評価により継続雇用を可能とする経過措置を設けることとしているとの答弁がありました。

次に、「高知県行政サービスデジタル化推進会議について」、Society5.0の実現に向けた取り組みの方向性として、あらゆる行政サービスのデジタル化を推進することとしており、全庁的な組織である推進会議において、具体的な進め方を検討し、今年度末までに推進計画の策定を予定しているとの報告がありました。

委員から、通信インフラの未整備地域は通信格差があるが、県内の状況はどうかとの質問がありました。

執行部からは、県内の12市町村に未整備地域が残されており、オンライン申請等を実現するに当たっての課題となるので、引き続き解消に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、市町村が発行している住民票や所得証明等のコンビニエンスストアでの

交付について、推進会議で検討できないかとの質問がありました。

執行部からは、各種証明書のコンビニエンスストアでの交付については、マイナンバーカードの普及と併せて行っていく必要があり、国において協議会を立ち上げて取り組みを進める動きが始まっている。本県でも実証実験に向けた動きが始まりつつあり、前向きに進めていきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員から、新技術の事業化には民間事業者のノウハウや力が必要だが、県内にはスタートアップ企業が少ない現状がある。県が取り組みを進める過程で課題解決ができる企業を育てていくというのが本来の姿であると思うし、課題が多いだけにチャンスではないかとの質問がありました。

執行部からは、商工労働部の当初予算で都市部のベンチャー企業の持つシーズと中山間地域のニーズを合わせる事業ができないかと動き始めている。また、各種新技術を使った行政システムの更新に際しては、なるべくシステムをオープンにして、幅広い事業者が参画できるようにしていくのが大事だと思うとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎今城委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 異議なし。

◎今城委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎今城委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにご異議ありませんか。

(異議なし)

◎今城委員長 ご異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で日程はすべて終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

1つは出先機関調査の取りまとめ委員会を7月29日月曜日の午後1時より開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

◎**書記** それでは、県外調査の候補地について御説明をいたします。

おおまかな候補地としては3つありまして、東北・北海道地方、中部・東海・近畿地方、九州地方としております。

日程案①をごらんください。東北・北海道方面は国際バカロレアの取り組み、ヘルメット着用の取り組み、文化財保護の取り組み及び視察、複式学級などを調査候補としております。

日程案②をごらんください。東海・近畿方面は、ヘルメット着用の取り組み、公文書館、複式学級、特別支援学校、国際バカロレアの取り組みなどを調査候補としております。

日程案③をごらんください。九州方面は、国際バカロレアの取り組み、公文書館、義務教育学校の取り組み、山村留学制度について調査候補としております。

日程案の下に各地方の各方面の調査候補先の資料をつけております。本日は調査する方面と日程を決めていただけたらと思います。

調査先との交渉はこれからとなりますので、この候補以外で御希望があれば調整したいと思います。以上です。

◎**今城委員長** それでは、このことについて協議をしたいと思います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

－候補地について協議－

◎**今城委員長** 正場に復します。それでは、調査先につきましては、東海・近畿方面、調査日程につきましては、8月27日から8月29日と決定しました。

なお、細部については、正副委員長に一任願います。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(14時19分閉会)